

「玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正に伴う要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法（平成11年 法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、「玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、この計画の要旨を次のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

平成12年6月に本計画を作成しており、今回、国の通知、当社組織改正等を踏まえ、修正を行った。

2. 修正年月日

平成16年11月15日

3. 修正の内容

項目	修正概要
国の通知に伴う反映	「原子力災害対策特別措置法における所在市町村と水域を隔てて位置している市町村の取扱いについて（通知）（平成16年7月28日付経済産業省及び文部科学省）」に伴い、長崎県を追記した。
当社組織改正の反映	当社組織改正に伴い、副原子力防災管理者を変更した。
自治体及び九州経済産業局組織改正の反映	自治体及び九州経済産業局組織改正に伴い、通報連絡先の名称を変更した。
その他の変更	記載の適正化を行った。

4. 原子力事業者防災業務計画の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本的な考え方、運用と修正及び定義について定める。
第2章 防災体制	緊急時体制の区分、原子力防災組織及び原子力防災管理者の職務等について定める。
第3章 原子力災害予防対策の実施	通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第4章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、緊急事態応急対策について定める。
第5章 原子力災害事後対策の実施	原子力災害の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員の派遣等について定める。
第6章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。

本計画については、当社玄海エネルギーパーク及び九州エネルギー館にて公開しています。